

## 第II部 中東経済論 第2章 農地改革と農業構造 6. エジプト経済の展開と農業協同組合

|          |  |
|----------|--|
| 著者       | 木村 喜博  |
| 権利       | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア<br>経済研究所 / Institute of Developing<br>Economies, Japan External Trade Organization<br>(IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| シリーズタイトル | 地域研究シリーズ   |
| シリーズ番号   | 9  |
| 雑誌名      | 中東--経済   |
| ページ      | 143-162  |
| 発行年      | 1992   |
| 出版者      | アジア経済研究所   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/2344/00015547">http://hdl.handle.net/2344/00015547</a>  |

# 6

## エジプト経済の展開と農業協同組合

木 村 喜 博

- はしがき【略】
- I 金本位制時代におけるエジプト経済【略】
  - II スターリング地域従属時代およびそれからの離脱【略】
  - III 中央銀行制度の法的確立期  
——銀行制度の再編過程——【略】
  - IV 金本位制時代における農業金融と農業協同組合【略】
  - V スターリング地域従属時代における農業金融と農業協同組合【略】
  - VI 経済的独立および「社会主義」への移行期【一部略】
- おわりに

出典 『エジプト経済の展開と農業協同組合』  
研究参考資料258 アジア経済研究所  
1977年

はしがき【略】

- I 金本位制時代におけるエジプト経済【略】
- II スターリング地域従属時代およびそれからの離脱【略】
- III 中央銀行制度の法的確立期——銀行制度の再編過程——【略】

IV 金本位制時代における農業金融と農業協同組合【略】

V スターリング地域従属時代における農業金融と農業協同組合【略】

VI 経済的独立および「社会主義」への移行期

【前略】

1. 金融・経済構造の変化と農業金融【略】

2. 農業協同組合の発展

この時期の農業協同組合には数多くの変化がみられた。これらの変化をもたらした諸法令のうち、1952年の法令第178号（第1次農地改革法令）、1956年の法令第317号、1960年の諸法令、および1969年の法令第51号などが基本的に重要なものとして挙げられる。

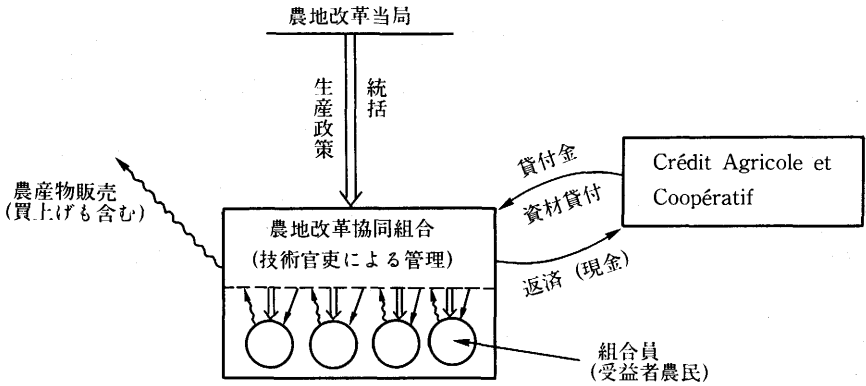
1952年の法令第178号は、農業協同組合の発展のなかで一つの大きな変化をもたらした。この農地改革法令によって、従来の農業協同組合とは性格を異とする新しいタイプの農業協同組合が誕生した。土地所有に上限を設定し、これを越える大地主の土地面積を没収しこれを小農に分配した。そして、かれらを強制的に加入させる協同組合を設立した。この協同組合は(1)組合員つまり受益者農民にたいし土地経営の必要度に応じてあらゆる種類の農業経営資金を貸し付けること、(2)土地経営に必要な生産資材（種子、肥料、家畜）や収穫物の貯蔵および運搬に必要とされるものを供給すること、(3)農地の耕作および利用を効率的に組織化すること（たとえば、種子の選択、農作物の作付

種類、病虫害防除、用排水路の浚渫など)、(4)主要農作物の協同組合販売を行なうこと、(5)その他、これらの受益者農民が必要とする農業上のサービス、社会的サービスを提供すること、などの機能をもっていた。この新しいタイプの農業協同組合の特徴を、従来の農業協同組合との比較において整理してみると次のようになる。(a)組合員がすべて土地所有者であること。従来の農業協同組合の組合員は土地所有者に限定されず小作人も含まれていた。(b)組合員つまり受益者農民の土地利用は、農地改革中央当局によってコントロールされていた。つまり、没収地は整備されて大きく三つのブロックに分割され——3年輪作体系を実施するために——、さらに各ブロックがいくつもの地片に細分された。受益者農民は、1カ所にまとめてではなく各ブロックの地片をそれぞれ分散して——つまり各ブロックに1地片ずつ合計3地片を——土地の分配を受けていた。そして、この各ブロックに指定された作物を他の受益者農民と集団的に作付けなければならなかった。これにたいし、従来の農業協同組合における組合員の土地では、特定作物の作付指定こそあれ農民による自由な経営が基本とされていた。(c)農産物の協同組合販売が実施された。(d)協同組合の管理は農地改革当局に属する技術者によって行なわれた<sup>(14)</sup>。つまり新しい農業協同組合は官吏によって管理される生産協同組合であった。これらは第7図のように図式化できる。

以上のことは、農業協同組合運動との係わりでは次のような意味をもっていた。つまり、政府の直接的な統括を受け、信用・生産・販売などの活動を官吏によって管理された、生産協同組合的性格を有する農業協同組合（以下、これを農地改革協同組合とよぶ）が誕生したことである。このことは、小農金融の問題を農民自らが解決しようとして形成した連帯組織つまり信用組合的性格を有する従来までの農業協同組合とは全く異なった種類の農業協同組合の出現を意味している。と同時に、また、農業協同組合の管理・運営にたいして政府の直接的な介入が行なわれるようになったことをも意味している。

さて、1952年法令の次に、1956年の法令第317号について指摘しておかねばならない。1952年革命による王制の廃止、共和制の樹立を背景に、エジプト

第7図 農地改革協同組合



の社会・経済は大きな転換期を迎えようとしていた。そこで、政府は、農村社会および都市社会の発展に協同組合を積極的に参加させようとした。その結果、この1956年法令第317号「協同組合に関する法令」が公布されたのである。合計81カ条から成るこの協同組合法は次の点で特徴的であった。

(1) 1923年法令第27条、1927年法令第23条、および1944年法令第58条の協同組合法と比較してみると、この協同組合法は体系的ではあるが概略的となった。たとえば、貸付や預金の原則などについての記述がなくなったことや、理事会や株式資本などの規定をみると協同組合の設立が容易になったことなど、協同組合法がきわめて融通性あるものとなった。つまり、多くの種類の協同組合の設立を促進しようとする目的を持っていた。

(2) 協同組合運動の再編成が規定された。

(3) cooperative rural credit systemの導入を促進した。具体的には、協同組合にたいする貸付を行なう機関としてšundūq li-l-aqrād al-ta 'āwunīの設立が認められた。

(1)は具体的には協同組合数の発展としてあらわれた。たとえば、農業協同組合数は、1956年の1703組合から1961年の4465組合と5年間に162%も増加した。

(2)の協同組合の再編成は次のようなものであった。まず、末端の協同組合が二つ以上集まってマルカズ・レベルでAssociated Cooperative Society (以下、A.C.S.とする、jam'iya ta'awniya mushtaraka)を組織する。さらに、このA.C.S.と協同組合とが集合してGeneral Cooperative Society (以下、G.C.S.とする、jam'iya ta'awuniya 'amma)を構成した。この協同組合とA.C.S.とG.C.S.が集合して、さらにまた、Regional Cooperative Unions (itti-hādāt iqlimiya) またはSpecialized Cooperative Unions (itti-hādāt nau'iya) が結成された。Regional Cooperative Unionは県レベルで異なった種類の協同組合から結成され、Specialized Cooperative Unionは、同種の協同組合から結成された。以上の協同組合を全国レベルで統括する組織としてThe General Cooperative Union of the Republic (al-ittihād al-'āmm li-l-jumhūriya al-'arabiya al-muttaḥida, 1958年からはal-ittihād al-'āmm li-l-jumhūriya al-'arabiya al-miṣriyaと名称を変更する)が結成された。これは、全国の協同組合を60%以上統括することとされた。そして、協同組合のプロパガンダ、協同組合精神の普及、協同組合の帳簿のチェック・業務のチェック、および協同組合の利益保護などを行なった。1952年の法令第178号によって誕生した農地改革協同組合もこの組織体系に組み込まれることとなった。以上の協同組合の組織化は第8図のように図式化できる。

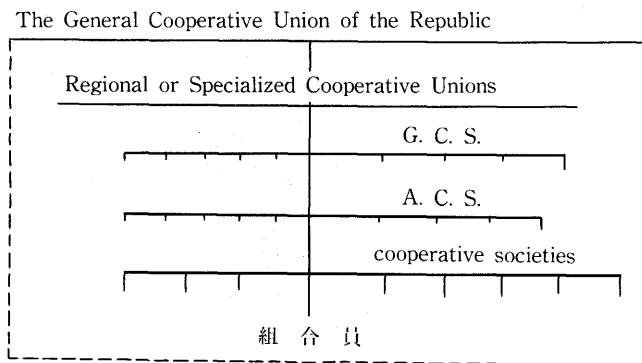
次に(3)のcooperative rural credit system適用の試みが1957年から実施されたことについてはすでに指摘した(農業金融の項【略】参照)。

かくして、1956年の法令第317号は、革命後における協同組合の社会・経済的状况の変化にたいし、これと対応した協同組合運動の発展を促進するとともにその再編成を行なった。

1957年に開始し1961年以降本格化してくるエジプト社会・経済の「社会主義的、民主主義的、協同組合主義的」変容は、協同組合運動にも大きな変化をもたらした。これは1960年および1961年の諸法令として実現した。

まず、1960年7月19日に二つの法令が發布された。法令第267号と大統領令第1431号とである。法令第267号は、general cooperative organizations

第8図



(mu'assasāt 'āmm ta'āwuniya) の設立を規定した。このgeneral cooperative organizationsは、(1)国民経済にたいする協同組合部門の役割 (=一般的政策) を明確に設定し、(2)協同組合部門の発展のために技術的、財政的援助を供与することを目的としていた。また、(3)農業協同組合活動、生産協同組合活動、および消費協同組合活動にたいする統括を各general cooperative organizationごとに実施することもその目的とされた。

しかも、この法令第267号は、同日発布の大統領令第1431号を伴っていた。この大統領令第1431号は、協同組合運動にたいする社会省の監督に終止符を打ち、かわって、協同組合の機能別に、それぞれ、農業協同組合には農地改革省の、消費協同組合には供給省の、生産協同組合には工業省の監督を樹立させた。このように、協同組合運動にたいする政府のコントロール系統の再編成が行なわれたのにたいし、協同組合運動の組織・統括化にも変更が行なわれた。これは次のとおりである。

[A]

- ① 1960年12月7日発布の大統領令第2137号によって設立された「農業部門の協同組合」を統括する組織 (al-mu'assasa al-'amma al-ta'āwuniya al-jirā'iya)。
- ② 1960年12月26日発布の大統領令第2347号によって設立された「消費協

同組合」を統括する組織 (al-mu'assasa al-'amma al-ta'awuniya al-istihlakīya)。

- ③ 1960年12月27日発布の大統領令第2348号によって設立された「生産協同組合」を統括する組織 (al-mu'assasa al-'amma li-l-ta'awun al-intāji)。
- ④ 1961年4月8日発布の大統領令第319号によって設立された「住宅供給組合」を統括するための組織 (al-mu'assasa al-'amma al-ta'awuniya li-l-iskān)。
- ⑤ 1961年8月17日発布の大統領令第1323号によって設立された「漁業協同組合」を統括するための組織 (al-mu'assasa al-'amma li-l-tharwa al-mā'īya)。

協同組合運動にたいする組織・統括化の変容過程は、1961年のいわゆる「社会主義諸法令」の発布後さらに進展する。1961年12月16日に発布された大統領令第1899号によって、大きな経済活動はすべて公団として組織されることとなった。しかも、この公団は大統領の指揮する公団のための最高評議会 (al-majlis al-a'lā li-l-mu'assasāt al-'amma) によって統括されることとなった。この公団のうち農業協同組合に関するものは次の五つであった。

〔B〕

- ① 農業協同組合機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-ta'awuniya al-zirā'īya al-'amma) [農業大臣の管轄]
- ② 砂漠開発機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-'amma li-l-ta'mir al-ṣaḥāri) [農地改革・土地開発大臣]
- ③ 土地開発機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-'amma li-l-ta'mil al-arāḍi) [②に同じ]
- ④ 土地改良機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-'amma li-l-istiṣlāḥ al-arāḍi) [②に同じ]
- ⑤ 漁業機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-'amma li-l-tharwa al-mā'īya) [供給大臣管轄]

以上の公団は「国有化」された企業や組織の統括機構であった。これらの



機構は、若干の修正が加えられながらも現在にいたるまで存続してきている。現在、農業協同組合は、すべて、これらの機構と農地改革機構 (al-hai'a al-'amma li-l-iṣlāḥ al-zirā'i) とに統括されている。そこで、農業協同組合の統括機構という視点からこれらを再整理すると現時点では次のようになる。

〔C〕

- ① 農業協同組合機構 (al-hai'a al-'amma li-l-ta'āwun al-zirā'i)。

〔B〕の①は1970年から現在名に改称された。

- ② 農地改革機構 (al-hai'a al-'amma li-l-iṣlāḥ al-zirā'i)。農地改革によって没収地の再分配を受けた受益者農民を組織してできた農地改革協同組合が統括された。

- ③ 砂漠開発機構 (al-jihāz al-tanfīzī li-l-mashrū'āt al-ṣaḥrāwiya)。この機構は1968年までは、〔B〕の①の名称であったが、1969年にal-hai'a al-'amma al-ta'mīr al-ṣaḥāriと変更されたのち、さらに1970年に現在の名称に変更された。

- ④ 漁業(協同組合)機構 (al-mu'assasa al-miṣriya al-'amma li-l-tharwa al-mā'iya)。これは「漁業協同組合」を統括する。

- ⑤ 土地改良機構 (al-hai'a al-miṣriya al-'amma li-l-istijrā'wa tanmiya al-arāḍi)。この機構は、〔B〕の③と〔B〕の④とが合併してal-mu'assasa al-miṣriya al-'amma al-istighlāl wa tanmiya al-arāḍi al-mustaṣlaḥaができ、これが1970年に改称したものである。

1961年以降エジプトの経済活動はそのほとんどが公団として組織された。協同組合運動も同様であった。その結果、協同組合運動を組織する公団として〔A〕に示した五つの公団が成立した。そのなかで〔A〕の①と⑤に統括される協同組合と他の農地改革機構 (al-hai'a al-'amma li-l-iṣlāḥ al-zirā'i) に統括される協同組合が、農業協同組合である。この全体的な統括機構は〔C〕のごとく整理されている。この統括機構別にみた農業協同組合の推移は第44表【略】によって示される。この表で示された「農業協同組合機構」は1960年の大統領令第2137号によって設立され1952年革命以前から存在していたタイ

ブの農業協同組合——エジプトにおける農業協同組合の骨格を形成している——を統括するthe General Agricultural Cooperative Organization (al-mu'assasa al-'amma al-ta'awuniya al-zirā'īya) の系統をひくものである。

以上のような(農業)協同組合運動にたいする政府の統括機構の整理過程は、同時にまた、農業協同組合にたいする政府の介入をも伴っていた。1952年革命前における政府の農業協同組合にたいする政策は、農業金融が主体であった。ところが、革命後はこの農業金融政策に加えて生産政策が推し進められた。これは、従前の経済的従属から離脱し新しい独立した国民経済の基礎を確立するための新しい方向であった。この方向は、まず、革命時の農地改革に現われた。農地改革によって形成された協同組合は、農地の所有権こそ組合員(=農地分配の受益者農民)にあるが、信用・生産・販売のすべてが政府の官吏によって管理されるいわば生産協同組合であった。これにたいして、従来からの農業協同組合にも農業金融政策と結合したかたちで生産政策が導入された。政府は、輪作体系——これは国家の生産政策のもとで決定される——に従った作付割当て、それに必要な生産資材の供給、収穫農産物の買上げ割当てなどを通して、農民の保有地の経営に強制的な性格を付与してきた。土地経営にたいする政府の抜本的な政策は、1955年から開始した。この年からメヌフィーヤ県タクタ郡に属するナワグ(Nawag)村を対象に、散在保有地を統合して大規模圃場をつくり、これに輪作体系を適用して集団的な土地経営をする——つまり、規模の経済性を実現する——試みが実施された。この農業統合化の試みは、具体的には、農業の機械化、灌漑・排水のコントロール、病虫害防除の効果的な実施などを通じて生産経費を削減するとともに収量を高めようとする狙いをもっていた。この試みは、さらに、シャタンヌーフ(Shatanouf)、シェーマ(Shema)、ミート・シハラ(Mit Shihalah)などでも実施された。これらの実験が成功するや、政府は、1960—61農業年度から輪作体系を基本とした農業の統合化を5年計画でエジプト農業全体に普及させようとした。この政府の政策は、1966年9月8日発布の法令53号——「農業法」——として完成した。しかも、この政策は、エジプトに従来から

存在してきたいわば信用組合としての性格を備えていた農業協同組合を利用して実施された。農業省の作付体系に従って決定される輪作体系、農業省管轄下のE.O.P.A.C.C.の銀行を通して配給される農業生産資材、主要農産物の強制買上げ割当てなどが農業協同組合を媒介としてほぼ全域に実施されている。1966年の法令第53号は、「社会主義」化の名のもとに実施されてきた国家指導型経済発展の枠組みから「社会主義」的農業発展のための法的基礎であった。

さて、いわゆる「社会主義」的農業発展のための法的基礎はこの1966年法令第53号だけではなかった。さらに、この「社会主義」的農業発展のいわば梃子ともいふべき農業協同組合に関する法令も、これら農業協同組合の社会・経済的条件の変化に応じて、新たに発布されることとなった。これが、1969年8月17日に発布された法令第51号である。

1969年の法令第51号は農業協同組合に関する法令であって協同組合全体を対象としてきた1927年の法令第23号、1944年の法令第44号、および1956年の法令第317号とは性格を異にしていた。また、この法令は、農地改革協同組合や1964年の法令第100号によって設立され土地改良機構 (al-mu'assasa al-'amma li-l-istizra' wa tanmiya al-arādi) に統括されている協同組合には適用されなかった。「農業協同組合に関する1969年法令第51号」と題されたこの法令は、従来の協同組合法と比較してみると、(1)農業協同組合の構造に関する規定が具体的で明確化したこと、および、(2)農業協同組合を「社会主義」的農業発展の梃子として位置づけていること、が特徴であった。この法令は、現在の農業協同組合の基礎となっている。それゆえ、この法令の内容を以下要約として紹介しておくこととする。

#### 〈1969年法令第51号〉

この法令の基本的骨格は次の3点に集約される。(1)農業協同組合の組織構造、(2)農業協同組合にたいするコントロール、および、(3)農業協同組合の組織化である。

まず、(1)農業協同組合の組織構造についてみる。法令は、農業協同組合の

具体的な活動として、

- ① 土地利用の組織、農業の統合化、および農業輪作体系に関する国家の計画を国家の関係機関と協力して実施すること、
- ② 組合員が土地経営に必要とする現物や現金を獲得できるよう組織化すること、
- ③ 近代機械を購入し組合にその便宜供与を行なうこと、
- ④ 農村工業化に積極的に参加すること、
- ⑤ 組合員にたいして一般的サービスを提供すること、
- ⑥⑦ ——省略——

などがあげられた。そして、これらの活動を実施する農業協同組合を多目的な農業協同組合 (jam'iya ta'awuniya zirā'iya muta'addida al-aghrāḍ, ここでは、これを総合農協と呼ぶこととする)と定義した。と同時に、農業生産活動の一分野または農業と関係ある一活動にその活動を限定した農業協同組合を特殊農業協同組合 (jam'iya ta'awuniya zirā'iya nau'iya, ここでは、特殊農協と呼ぶこととする)と定義している。つまり、農業協同組合を総合農協と特殊農協とに区別し、総合農協を国家の農業生産政策を実施するための手段として位置づけていた。この総合農協の基礎は、当然のことながら、農村ないし農村都市 (bandar) レベルにおける local society (jam'iya maḥalliya) つまり単位農協にあった。ところが、総合農協の別のタイプとして、さらに、マルカズ・レベルにおける markaz society (jam'iya al-markaz), 県レベルにおける governorate society (jam'iya al-muḥāfaza), および国家レベルにおける general agricultural cooperative societyが形成された。この総合農協に関する規定は第43表のように整理できる。

農業協同組合の構造と内容の規定と並んで重要なのは、(2)農業協同組合にたいするコントロール系統の明確な規定である。農業協同組合にたいするコントロールは、④国家によるコントロール、⑤管理委員会 (lajna al-murāqaba) によるコントロール、⑥The Central Agricultural Cooperative Union (al-ittihād al-ta'awunī al-jirā'ī al-markazī) によるコントロールの三つの系統に

第43表 農業協同組合のタイプ別一覧表 (1969年以降)

|      | (A) jam'iya mahalliya (local society)   | (B) jam'iya al-markaz (markaz society)                                     | (C) jam'iya al-muhāfaza (governorate society)                    |
|------|---|--|--|
| 構成   | 農業従事者および当該地域で農業から利益を取得している者。その構成員は少なくとも20人以上であること。  | markazに存在する単位農協 (local societies) と markaz レベルを活動領域とする特殊農協のすべて。個人は構成員となれぬ。 | 府県に存在する単位農協 (local societies) と府県レベルを活動領域とする特殊農協のすべて。個人は構成員となれぬ。 |
| 資本金  | 1株を50P. T.以上とし、1フエッダンまたはそれ以下につき少なくとも1 L. E.を記名することとする。  | markaz societyに帰属する農協がそれぞれ資本金の20%を払い込む。                                    | governorate societyに帰属する農協がそれぞれ資本金の10%を払い込む。                     |
| 統括範囲 | 村または農村都市 (bandar)   | markaz   | muḥāfaza   |
| 理事會  | 理事は少なくとも3名。理事は総会で秘密投票により選出され任期は3年内。   | 総会のメンバーおよび構成員である農協のメンバーから選出される。15名以下。                                      | (B)に同じ。  |
| 總會   | 組合員全員によって構成される。<br>年次総会は構成員の過半数の出席で、臨時総会は構成員の3分の2の出席で、それぞれ成立する。総会の議決はすべて構成員の2分の1の賛成がなければならない。 | markaz societyに帰属する農協の理事全員によって構成される。                                       | governorate societyに帰属する農協から各1名の代表によって構成される。                     |
| 活動   | 特殊農協は一つの目的。単位農協は組合員の必要とするすべての要求をカバーする。  | 農業金融、マーケティング、農業機械の導入、病虫害防除などの分野で構成員に助力する。また、経済的・社会的・技術的・財政的サービスを構成員に提供する。  |  |

(出所) 1969年法令第51号の条文 (第3条~第21条, 第30条~第48条, 第59条~第75条)。

分類された。これらは次のような内容をもっていた。

④ 国家が、主務官庁を通して、農業協同組合の業務活動、法適用の妥当性、財政状況、および行政状況などを調査・検分する。

⑤ 農業協同組合は、それぞれ、アラブ社会主義者連合(al-ittihād al-ishtirākī al-'arabī)選出の代表2名、The Central Agricultural Cooperative Union選出の代表1名、主務行政官庁——具体的にはThe General Organization for Agricultural Cooperative (al-hai'a al-'amma li-l-ta'awun al-zirā'i)を指す——選出の代表1名、および県議会選出の代表1名の5人から構成される管理委員会によってコントロールされる。この管理委員会は、たとえば、次のような権限を付託された。

(イ) 農業協同組合の理事会に出席し討議に加わること。ただし、投票権はもたない。

(ロ) 農業協同組合の業務活動の検討や書類の検査をすること。これに関して必要書類の提出を要求できる。

(ハ) 農業協同組合とその理事者との間で行なわれた業務の監査。

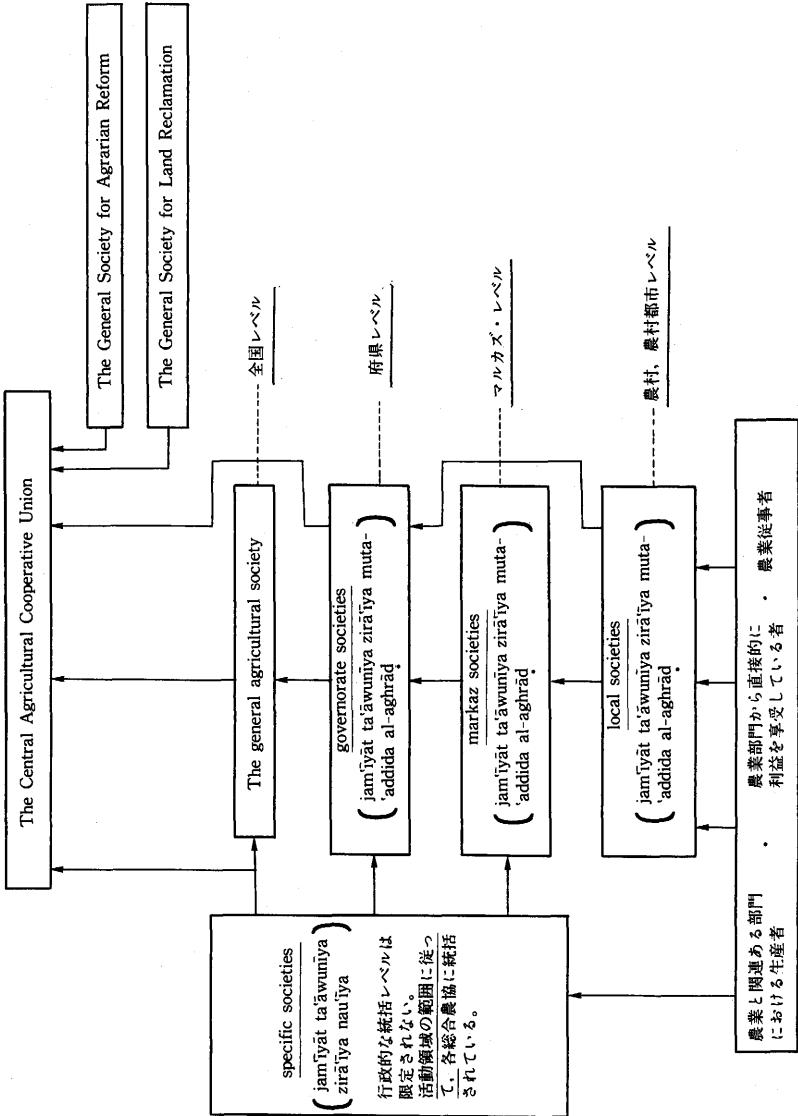
(ニ) The Central Agricultural Cooperative Unionとアラブ社会主義者連合の県委員会に、農業協同組合の機構や法適用上の欠陥や矛盾および執行委員会の欠点などについて報告する。

そして、管理委員会は、少なくとも月1回の会合を開かねばならなかった。この管理委員会は、The Central Agricultural Cooperative Union、アラブ社会主義者連合(The Arab Socialist Union)、県議会、および主務行政官庁に報告書を提出しなければならなかった。

⑥ The Central Agricultural Cooperative Unionは農業協同組合の会計監査のために特別な組織を設置した。この会計監査組織は、農業協同組合の帳簿・書類・出納帳簿・在庫品目録を検討し、年次報告書と貸借対照表の作成作業に助力し、これら貸借対照表を承認することを業務とした。

1969年法令第51号で第3番目に注目しなければならないのは、(3)農業協同組合の組織化である。第43表で整理した農業協同組合と、第64条から第75条

第9図 農業協同組合の組織系統図 (民衆組織)



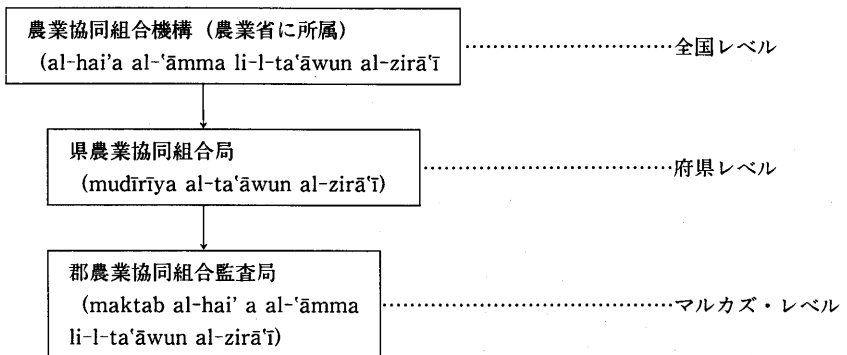
までのThe Central Agricultural Cooperative Unionに関する組織系統図は第9図のように描くことができる。

1969年法令第51号の規定を整理して図式化したこの系統図は、民衆の組織する農業協同組合に関するものである。これは、政府の行政機構と区別しておかねばならない。この法令によって規定された農業協同組合(第44表の(A)欄に対応する)に関する政府の行政機構は第10図のように整理できる。

以上が、1969年の法令第51号の発布によってもたらされた農業協同組合の基本的な変化である。

【後略】

第10図 農業協同組合にたいする政府の行政機構



おわりに

以上、エジプトの「社会主義」的経済が、いかなる歴史的系譜のもとに成立してきたのかを、とくに農業の側面から考察してきた。

ヨーロッパ資本主義の植民地支配によって19世紀後半に規定されたエジプト経済の従属は、20世紀半ばまで継続した。その後、エジプトは、植民地的



従属から離脱した独立型の経済構造を樹立しようと試みた。この経済的独立化の過程において採用された基本方針が、いわゆる「エジプト化」、「国有化」を基礎として成立した「社会主義」——現実には国家資本主義——であった。つまり、発展途上国であるエジプトは、植民地型経済構造から脱却して新しい独立型の経済構造へと移行してくる過程で、最終的に「社会主義」化を志向することとなったのである。この歴史的な展開過程を、ここでは、単にエジプト経済の植民地的従属の展開として捉えるのではなくて、植民地的従属の払拭過程→「エジプト化」→「国有化」という「社会主義」的経済の形成過程として把握しようと試みた。その意味では、これは、いわば20世紀エジプト経済史のポジティブな側面の追跡である。このポジティブな側面からのエジプト経済史の把握において、いま、その基礎視角を通貨・金融制度の展開においてきた。なぜならば、エジプト経済の独立化の過程においてその基礎となったものは、植民地型金融構造の払拭と独立型金融構造の樹立だったからである。この課題は、植民地型経済構造の基底となってきた植民地型金融構造の払拭過程とこれに代わる新しい独立型金融構造の形成過程とを制度史的に整理するという作業となった。

次に、この「社会主義」的経済の歴史的系譜をとくに農業の側面から考察してきた。エジプト経済は、農業を基盤として成立してきたがゆえに、エジプト経済を考察するためにはまず農業に焦点を合わせなければならなかったからである。

ところで、エジプトの「社会主義」的農業は、農業協同組合を基礎として推進されてきた。そこで、この農業協同組合の歴史的な発展過程を明らかにしてみる必要があった。エジプトの「社会主義」的農業の基礎となった農業協同組合に、農地改革によって誕生した農業協同組合が含まれていることは無論のことである。しかしながら、その基本となったのは従来からエジプト農村に存在してきた農業協同組合である。つまり、エジプトには、従来から存在していた信用組合的性格の農業協同組合と1952年の農地改革によって形成された生産組合的性格の農業協同組合とが存在し、ともに「社会主義」的

農業の推進役となるが、後者よりも前者の方がより重要な地位を占めていたのである——エジプトの「社会主義」的農業の基礎となった農業協同組合が、1952年の農地改革によって誕生した農業協同組合だけであるという誤びゅうは是非とも取り除かれねばならない——。そこで、とくに前者のタイプの農業協同組合がエジプト経済の発展とともに変化してくる過程を、できる限りその組織構造的側面と絡め合わせながら、フォローしてみなければならなかった。

この農業協同組合の問題は、植民地支配によって金融的従属を強いられてきたというエジプト経済の歴史的背景からして農業金融の問題と合わせて論じられねばならなかった。そこで、ここでは、農業協同組合の運動をエジプトの金融構造とりわけ農業金融の構造を絡め合わせて考察してきた。

すなわち、植民地支配から脱却して「社会主義」化にいたるまでのエジプト経済を、エジプト側から、農業協同組合の運動と農業金融の展開とを中心に歴史的にフォローしてきた。これは、現在実施されている「社会主義」的経済の一側面を明らかにしようとする狙いをもつものであった。

最後に、以上の考察における各時期の基本的な特徴をごく簡単に要約しておくこととする。

#### (A) 金本位制時代

① ヨーロッパ資本主義による植民地支配のもとで、植民地型金融構造を基底とする経済的従属が規定された。

② 農業金融は、主として外国系の商業銀行・不動産銀行と前近代的な商人・高利貸資本とによって担われていた。他方、政府の農業金融政策は、いまだ初歩的な段階にあり、恒常的かつ計画的なものとはならなかった。19世紀末から20世紀初めにかけてN.B.E.を媒介として農業金融を実施するが、その後N.B.E.と協力してA.B.E.を設立した。このA.B.E.は小農にたいする農業金融を目的とした。

③ 1907年恐慌を契機に農業協同組合が成立した。これは、植民地的金融

支配にたいして、民間の側から組織された一種抵抗の組織であった。すなわち、農村社会における支配者階級である名士層を中心に農民の側から主体的に形成されてきた、外国系商業銀行や前近代的な商人・高利貸資本の金融支配にたいする抵抗組織であった。かくして形成された農業協同組合の組織構造は、農村社会における前近代的な社会諸関係を反映したものとなった。

#### (B) スターリング地域従属時代

① 前時期に規定された植民地的従属は、1936年のイギリス=エジプト条約、1937年のキャピチュレーションの廃止、1940年の債務処理委員会の最終的な廃止と1943年における対外負債の対内負債への転換、および1949年の混合格判所の廃止などによって払拭されることとなった。

② また、1920年代における国際経済の変化にたいする対応および国内産業の保護という視点から実施された1930年関税法の発布、外国系商業銀行や前近代的な商人・高利貸資本による農民搾取を排除して農民に農業経営資金を供給するための機関(C.A.E.)の設立、および1929年恐慌を契機に重大化する農民の不動産負債を軽減するための諸政策など、1920年代後半から1930年代にかけて国家の経済政策とくに農業政策にたいする保護主義的な直接介入が開始された。1930年代から議論されていた協同組合銀行の設置問題は、C.A.E.にこの協同組合金融の機能を担わせることによって解決された。かくて、半官半民のC.A.E.はますますその重要性を高めることとなった。

③ 農業協同組合法令は1923年によりやく成立した。逆に、この法令発布によって農業協同組合にたいする政府のコントロールが開始された。そして、1927年および1944年の法令によって農業協同組合の組織およびコントロールは一層整備されることとなった。農業協同組合にたいする政府のコントロールは、農業省(1923~37年)、大蔵省(1937~39年)、および社会省(1939~60年)によって担われた。農業協同組合は、前時期同様、農村社会における名士層を指導者として組織され、外国系商業銀行や前近代的な商人・高利貸資本の金融支配に対抗していた。と同時に、C.A.E.との結合を徐々に深めることと

なった。

(C) 金融的独立期（中央銀行法確立期およびそれ以降）

① 植民地型金融構造が払拭され、中央銀行法が導入され、主体的な通貨・信用政策が実施されるようになった。そして、「エジプト化」や「国有化」によって外国系商業・不動産銀行の金融支配を排除するとともに、次の「社会主義」化においては新しい国民経済の基盤を形成するための産業化に対応した自立的な金融構造の再編成が実施された。

② ①の金融構造の整理過程は農業金融についても同様であった。外国系商業・不動産銀行の排除により、農業金融はCrédit Agricole et Coopératif（前のC.A.E.）によっても担われることとなった。商人・高利貸資本による小農民にたいする寄生も、1952年の農地改革、1957年以降のAgricultural Credit Systemの完備によって排除された。かくて、「社会主義」化以降は、E.P.O.A.C.C.（Crédit Agricole et Coopératifとその支店網を組織化した公団）の設立によって、農業金融にたいする政府の一元的な統括支配機構が確立した。

③ 1952年の農地改革によって成立した生産協同組合的性格の農業協同組合と従来からの信用組合的性格の農業協同組合とが併存することとなった。これらは、ともに、政府の統括下におかれ、前記のE.P.O.A.C.C.を媒介して実施される農業金融政策と相俟って、国家の農民支配のための手段として機能するようになった。この二つのタイプの農業協同組合は、組織構造的にみれば、前者は経済的力の同質的な農民の協同組織であるのにたいして、後者は経済的力の異質的な農民の組織であるという違いがみられた。しかしながら、これら農業協同組合の管理機能が政府の官吏によって掌握されるようになったという点は、両者に共通する現象であった。つまり、前者では設立の当初からその管理機能が官吏によって担われていたが、後者では従来の名士層の実権を政府の管理装置と官吏の配置によって消滅させた。そして、これら農業協同組合を通して実施される作付指定、農業生産資材の貸付け、収

穫物の一部強制買上げおよびこれらの価格操作によって、農民の生産活動にたいする利潤分配の決定権を国家が掌握するようになった。つまり、エジプトの「社会主義」的農業のもとにおける農業協同組合は、農民の農業生産活動を直接的にコントロールするための媒体として機能するようになったのである。

[注]

- (14) 第1次農地改革の内容については拙稿「エジプトの農業——第1次農地改革について——」（糸賀昌昭編『中東の経済発展II』，アジア経済研究所所収）を参照せよ。

（木村喜博／執筆時：アジア経済研究所調査研究部，現：アジア経済研究所海外調査員〈在アンカラ〉）